

1 これまでの経緯

（1）『旧南部市場管理棟周辺における土壤汚染調査の結果について』公表（平成29年2月記者発表）

- ア 市場再編整備区域に存在した旧南部市場管理棟の解体に伴い南部市場食品衛生検査所（有害物質使用特定施設）を閉鎖したため、土壤汚染対策法に基づく調査を実施し、その結果「ひ素及びその化合物」「ほう素及びその化合物」の土壤溶出量が基準値を超過。
- イ 更に、市場再編整備区域全体で土壤汚染調査を実施し、その結果、管理棟周辺以外の一部で「ほう素及びその化合物」の土壤溶出量が基準値を超過。

（2）『土壤汚染状況結果および今後の対応について』横浜市の方針を策定（平成29年3月公表）

調査の結果から、にぎわい創出事業の事業者に対して、下記の運営・施設整備を要件とした。

■運営・施設整備の要件

- ・地下水の飲用禁止 (法に基づく対応)
- ・地下水の利用禁止 (更なる対応)
- ・アスファルト等による被覆 (更なる対応)
- ・土壤が露出しない構造 (更なる対応)
- ・広場等の表層土壤の確実な入替え (更なる対応)

2 旧南部市場の市場再編（にぎわい創出事業）における土壤汚染対策の結果について

（1）詳細原因調査と本市方針（平成29年3月策定）の妥当性

1) 詳細原因調査

ア 市場再編整備区域全体における「深度方向調査」の結果

市場再編整備区域全体での表層調査によりほう素が検出された1区画（30m格子）で絞込調査を実施。調査の結果、単位区画（10m格子）3区画でほう素の土壤溶出基準超過を確認。更に、その3区画で深度方向調査を実施した結果、土壤溶出基準超過が確認された。これにより、形質変更時要届出区域の指定を受けた。（法第14条）

イ 管理棟周辺の表土土壤分析の結果

既に調査した排水管下部に加え、土壤溶出基準超過した地点の排水管上部（浅い部分）でも追加調査を実施した結果、基準を超過した地点はあるが深度方向の明らかな連続的な濃度低下が同一地層内でも見られなかった。

ウ 地下水の流向及び水質調査の結果

市場再編整備区域を含む横浜南部市場全体の18地点に地下水観測井戸を設置し地下水の流向を確認したところ海側へ向かう流れと、市場南側へ向かう流れ（敷地内で収束）を確認した。

また、地下水分析の結果、海水域へ排水する一律排水基準値（230mg/L）は超えていなかった。

2) 方針の妥当性

詳細原因調査の結果から、土壤汚染対策法上の基本的な対応である地下水を飲まないことに加え、更なる対応として、地下水に触れること、土壤に触れることを防止する対策（方針）を実施することとした。

（2）施設・工事時の対応

1) 施設の対応

- ・地下水の飲用および利用はしない施設とした。
- ・厚さ5cm以上のアスファルトもしくは厚さ15cm以上のコンクリートで被覆した。
- ・広場や芝地、植栽帯では、表土50cmを良質土による土の確実な入替えを行った。
- ・建築物等の基礎杭打設には現地盤を乱すことのない羽根付鋼管杭を採用した。

2) 工事時の対応

- ・形質変更時要届出区域内で掘削により発生した土砂は汚染土壤処理施設へ搬出し、適切に処理を実施。埋め戻しには、基準適合土壤を使用した。
- ・工事期間中は、定点観測井戸で月1回の割合で、地下水のほう素濃度、塩化物イオン濃度、水素イオン濃度、電気伝導度、地下水位を測定して、地下水の変化を点検しながら実施。なお、工事期間中及び工事完了後に、異常値は見受けられなかった。
- ・工事期間中に発生した地下水の排出にあたっては、より確実な処理を行うため、あらかじめ除害設備を設置し、凝集沈殿処理を実施した後に排出した。

3 今後の継続確認

今後も「運営・施設整備の要件」が満たされているか、継続して確認していきます。